

中津市



脱炭素社会 推進事業補助金



募集期間

令和5年9月1日(金)～令和6年3月29日(金)の市役所開庁日

※予算額に達した場合は、受付期間内であっても受付を終了します

太陽光発電設備

個人 出力1kWあたり **7万円**
(最大35万円)

事業者 出力1kWあたり **5万円**
(最大500万円)

蓄電池

個人 **蓄電池の価格の1/3**
(工事費込み、税抜き※千円未満切捨て)

※蓄電池への補助は太陽光発電設備と同時設置の場合に限ります

EV(電気自動車)

個人 経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金における

「銘柄ごとの補助金交付額」の **1/2**

※千円未満切捨て

事業者 1事業者あたり **10万円**

申請方法

下記窓口へ申請書類を持参してください。
申請の手引きや申請書様式は下記窓口にご用意しています。
市ホームページからもダウンロードできます。

▶中津市役所3階 環境政策課

▶各支所 総務・住民課

※郵送での申請は受付できません



補助制度の詳細については裏面をご覧ください

お問い合わせ

中津市役所 環境政策課 TEL.0979-62-9071

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

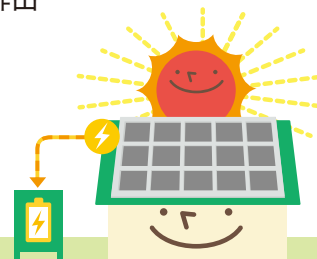
中津市ホームページ▶



交付要件等

太陽光発電設備

- 個人 対象設備を導入する市内の住宅に居住していること。又は居住予定があること。
- 事業者 市内に事業所等を有すること。ただし、PPA又はリース事業者の場合はこの限りではありません。
- FIT（固定価格買取制度）、FIP制度の認定を取得しないこと。
- 令和5年4月28日以降に契約し、申請時点において対象設備の工事着工前であること。
ただし、補助対象設備が設置された市内の新築建売住宅を購入する場合は、引渡し前であること。
- 交付決定後に設備工事を着工し、令和6年3月31日までに工事が完了すること。
- 個人 導入する設備により発電する電力量の30%以上を自家消費すること。
- 事業者 導入する設備により発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 既存設備の買替でないこと。
- 再エネ設備導入の効果を1年間市に報告すること。
- 対象設備について、国や県の補助金の交付を受けていないこと。
- 市税等の滞納がないこと。



蓄電池

- 上記の太陽光発電設備と同時に設置する場合に限る。
- 定格蓄電容量1kWhあたりの価格（工事費込み・税抜き）が15万5千円以下であること。
- 平時において充放電を繰り返すことを前提とした据置型の設備であること。
- 既存設備の買替でないこと。
- 対象設備について、国や県の補助金の交付を受けていないこと。



EV（電気自動車）※HV、PHEV、FCVは対象外です

- 市内の自宅（事業所）に太陽光発電設備及びEV充電設備を設置していること。
- 経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象となっている国内メーカー車（新車）に限る。
- 自動車検査証の初度登録年月日が令和5年9月1日から令和6年3月31日までの車両であること。
- 個人 災害時に中津市の要請に応じて給電に協力すること。
- 事業者 ・災害時に中津市の要請に応じて給電に協力すること。
・電気自動車導入の効果を報告すること。
- 市税等の滞納がないこと。

事業スケジュール

太陽光発電設備・蓄電池



EV（電気自動車）



ご不明な点は、
環境政策課に
お問い合わせください

お問い合わせ

中津市役所 環境政策課 TEL.0979-62-9071

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

中津市ホームページ▶

